# 平成 1 8 年 3 月 議 案 概 要 書市 議 会 定 例 会 (当初予算関係等)

### A 予算案件

1 一般会計

平成18年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

- 2 特別会計
  - (1) 平成18年度富山市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算 歳入歳出予算
  - (2)平成18年度富山市電気通信事業特別会計予算 歳入歳出予算
  - (3)平成18年度富山市公債管理特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
  - (4)平成18年度富山市駐車場事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
  - (5) 平成18年度富山市公共用地先行取得事業特別会計予算 歳入歳出予算
  - (6)平成18年度富山市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 歳入歳出予算
  - (7)平成18年度富山市老人保健医療事業特別会計予算 歳入歳出予算

- (8)平成18年度介護保険事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (9)平成18年度富山市国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (10)平成18年度富山市企業団地造成事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (11)平成18年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (12) 平成18年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
- (13) 平成 1 8 年度富山市競輪事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (14) 平成 1 8 年度富山市農業共済事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (15) 平成18年度富山市農業集落排水事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
- (16) 平成18年度富山市中央卸売市場事業特別会計予算ア 歳入歳出予算イ 地方債
- (17) 平成18年度富山市分譲住宅・分譲宅地事業特別会計予算 歳入歳出予算
- (18) 平成 1 8 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算 歳入歳出予算

- 3 企業会計
  - (1)平成18年度富山市水道事業会計予算
    - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
    - ウ 継続費 エ 企業債
  - (2)平成18年度富山市工業用水道事業会計予算
    - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
  - (3)平成18年度富山市公共下水道事業会計予算
    - ア 収益的収入及び支出 イ資本的収入及び支出
    - ウ 継続費 エ 企業債
  - (4)平成18度富山市病院事業会計予算
    - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
    - ウ企業債
  - (5)平成18度富山市国民宿舎事業会計予算
    - ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

# B 条例案件

1 富山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1)農地部会の委員の定数の改正

部会の名称	部会を構成する委員	定数
第1農地部会	選挙による委員が互 選した者	1 1 人
	法第12条第1号の 委員が互選した者	3 人
	法第12条第2号の 委員が互選した者	1 人
第2農地部会	選挙による委員が互 選した者	10人
	法第12条第1号の 委員が互選した者	4 人
	法第12条第2号の 委員が互選した者	1 人

定	数
1	4 人
	2 人
	1人
1	2 人
	3 人
	1人

(2)農政振興部会の委員の定数の改正

部会の名称	部会を構成する委員	定数
農政振興部会	選挙による委員が互 選した者	1 1 人
	法第12条第1号の 委員が互選した者	2 人
	法第12条第2号の 委員が互選した者	1人

定	数
1	4 人
	2 人
	2 人

(3)指導部会及び中山間地部会の廃止

(4)施行期日 平成18年4月1日

- 2 富山市国民保護対策本部及び富山市緊急対処事態対策本部条例制定 の件
  - (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の 規定に基づき、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必 要な事項を定めるもの

#### (2)施行期日 公布の日

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の制定(平成16年6月18日公布。同年9月17日施行)によるもの

- 3 富山市国民保護協議会条例制定の件
  - (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の 規定に基づき、国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定 めるもの
  - (2)施行期日 公布の日
- 4 富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)職員の定数の改正

ア	市長部局の一般事務部局	2,	6 9	0 人	2	,	5	5	9.	人
1	上下水道局		2 4	2 人			2	1	7.	人
ウ	選挙管理委員会事務局			7 人					6 ,	人
エ	教育委員会の事務部局		7 8	9 人			6	8	5 ,	人
オ	農業委員会事務局		1	5 人				1	4 .	人
	富山地区農業委員会事務局	1	2 人							
	上婦負地区農業委員会事務局	=	3人							
カ	消防の事務部局		4 2	7 人			4	7	4 .	人

#### (2)定数外とする職員の追加

ア 富山市職員の分限に関する条例第2条の規定による休職中の職員又は「9(3)の事由による休職中の職員」

イ育児休業中の職員

- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 5 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定 の件
  - (1)地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、地方公務員法第24条第6項及び地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるもの
    - ア 特定任期付職員
      - 一定期間、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を必要とされる 業務に従事させる場合に採用するもの
    - イ 一般任期付職員
      - 一定期間、専門的な知識経験を必要とする業務に適任の職員を確保 できない等の場合に採用するもの
    - ウ その他の任期付職員(常勤)
      - 一 定 期 間 内 に 終 了 す る こ と が 見 込 ま れ る 業 務 又 は 業 務 量 の 増 加 が 見 込 ま れ る 業 務 に 従 事 す る 場 合 に 採 用 す る も の
    - エ その他の任期付職員(短時間勤務)
      - ウの場合、一定期間の提供時間延長等市民サービスを向上させる場合及び部分休業を取得した職員に代替する場合に採用する者で短時間勤務の者
  - (2)富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (附則による改正)
  - (3)施行期日 平成18年4月1日
- 6 富山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定 の件
  - (1)富山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
    - ア 給料表の改正に伴う職務復帰後の給与等の取扱いの改正
    - イ 退職手当の勤続期間に関し、育児休業期間のうち子が1歳に達した日の属する月までの期間について勤続期間から除算する期間を その月数の2分の1から3分の1へ改正

- (2)公益法人等への富山市職員の派遣等に関する条例の一部改正
  - ア 調整手当を地域手当へ改正
  - イ 給料表の級構成及び号給構成が改正されることによる派遣職員 の復帰時における処遇の改正
- (3)外国の地方公共団体の機関等に派遣される富山市職員の処遇等に 関する条例の一部改正
  - 調整手当を地域手当へ改正
- (4) 富山市技能職員等の給与に関する条例の一部改正
  - 地域手当の新設
- (5)富山市旅費支給条例の一部改正
  - 一般職給料表の改正に伴う鉄道賃等の対象級の改正
- ( 6 )富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改
  - 地域手当の新設

正

- (7)施行期日 平成18年4月1日
- 7 富山市職員の修学部分休業に関する条例制定の件
  - (1)地方公務員法第26条の2の規定に基づき、修学部分休業に関し 必要な事項を定めるもの
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 8 富山市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
  - (1)地方公務員法第26条の3の規定に基づき、高齢者部分休業に関 し必要な事項を定めるもの
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 9 富山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例制定の件
  - (1)題名の変更

富山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

富山市職員の分限に関する条例

- (2)地方公務員法第27条第2項の規定に基づき、分限の事由として、 新たに休職の事由を定めることによる所要の改正
  - (3)休職の事由
    - ア 学校その他の教育施設に在学して、その職員の職務に関連がある と認められる学術に関する課程を履修する場合
    - イ 研究所その他これに準ずる公共的施設において、その職員の職務 に関連があると認められる学術に関する事項の調査又は研究に従事する場合
    - ウ 公務の能率的な運営に資するものとして市長が定める場合
  - (4)施行期日 平成18年4月1日
- 10 市長、助役及び収入役の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件
  - (1)市長、助役及び収入役の給与に関する条例の一部改正
    - ・給料月額の改正

市長 1 0 9 万円 1 0 8 万 6 , 0 0 0 円 助役 9 0 万 5 , 0 0 0 円 9 0 万 2 , 0 0 0 円 収入役 7 8 万 8 , 0 0 0 円 7 8 万 5 , 0 0 0 円

- (2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正
  - 給料月額の改正74万円73万7,000円
- (3)富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正
  - 給料月額の改正55万3,000円55万1,000円
- (4)富山市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正
  - 給料月額の改正75万9,000円75万6,000円

- (5)施行期日 平成18年4月1日
- 11 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1)給料表

給料表の級構成及び号給構成を改め(1号給を4号給に分割)、給料月額を改定するもの

(2)昇給

職員の昇給は、1年間の勤務成績に応じて行うものとし、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職給料表7級以上である職員は、3号給。55歳を超える職員の号給数は2号給)とするもの

(3)地域手当

調整手当を廃止し、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して富山市に在勤する職員等に対し、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に3パーセント(医療職給料表の適用を受ける職員については15パーセント)を乗じて得た額を地域手当として支給するもの

(4)勤勉手当の支給割合の改定

アー般職員

100分の75 100分の72.5

イ 特定幹部職員

100分の95 100分の92.5

- (5)施行期日 平成18年4月1日
- 12 富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1)一般の退職手当の額の計算方法の改正

退職手当 = 退職日給料月額×退職理由別·勤続年数別支給率

退職手当 = 基本額(退職日給料月額×退職理由別・勤続年数別支給 率) + 調整額

(2)基本額の支給率の見直し

中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を微減すること

により段差の少ない緩やかな支給構造とするもの

(3)調整額の新設

役職別の職の貢献度を退職手当に反映できるように、調整額を新設

- (4)施行期日 平成18年4月1日
- 13 富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)特別会計の追加

名 称	目的
富山市公債管理特別会計	公債管理

(2)特別会計の廃止

名 称	目 的
富山市国民健康保険直営診療施	国民健康保険直営診療施設
設特別会計	

- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 14 富山市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件
  - (1)地方自治法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約 を締結することができる契約を定めるもの
  - (2)施行期日 平成18年4月1日

地方自治法施行令の一部改正(平成16年11月8日公布。同月 10日施行)によるもの

- 15 富山市競輪施設整備基金条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)題名の変更

富山市競輪施設整備基金条例富山市競輪事業基金条例

- (2)富山競輪場の施設整備のほかに、競輪事業の健全な財政運営に支 障が生ずる場合にも基金を処分することができることとするもの
- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 16 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料の新設 39,00 0円
  - (2)施行期日 平成18年4月1日

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正(平成18年 1月25日公布。同年4月1日施行)によるもの

- 17 富山市男女共同参画推進条例制定の件
  - (1)目的

この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

- (2)次の事項を定める。
  - ア前文
  - イ 目的・定義
  - ウ 男女の人権の尊重
  - エ 社会制度又は慣行についての配慮
  - オ 政策等の立案及び決定への共同参画
  - カ 家庭生活における活動と他の活動の両立
  - キ 男女の生涯にわたる健康の確保
  - ク 世界的視野の下での男女共同参画
  - ケ市、市民及び事業者の協働

- コ 市、市民、事業者及び教育関係者の責務
- サ 性別による権利侵害の禁止
- シ 公衆に表示する情報における表現への配慮
- ス 計画の策定
- セ 市民及び事業者の理解を深めるための措置
- ソ 家庭生活における活動と職業生活における活動等との両立支援
- タ 地域リーダーの設置
- チ拠点施設の設置
- ツ 苦情及び相談への対応
- テ 調査研究
- ト 年次報告
- ナ 男女共同参画推進審議会
- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 18 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)保育所の廃止

<u> </u>	
名 称	位置
富山市立四方保育所	富山市四方608番地1
富山市立松若保育所	富山市松若町16番37号
富山市立広田保育所	富山市中冨居 6 6 番地 3
富山市立熊野保育所	富山市悪王寺 5 1 番地
富山市立根塚保育所	富山市布瀬町南二丁目3番地6

- (2)施行期日 平成18年4月1日
- 19 富山市恵光学園条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法の制定に伴う規定の整備 利用者の範囲の規定
  - (2)施行期日 平成18年4月1日等

障害者自立支援法の制定(平成17年11月7日公布。平成18

#### 年4月1日等施行)によるもの

- 20 富山市慈光園デイサービスセンター条例を廃止する条例制定の件 (1) 富山市慈光園デイサービスセンターを廃止する。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 2 1 富山市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)老人医療費助成対象者のうち、障害者自立支援法に規定する支給 決定等により、市内に住所を有していた者が市外の福祉施設へ住所を 移した場合は、引き続き医療費の助成を行うこととし、市外に住所を 有していた者が市内の福祉施設へ住所を移した場合は、医療費の助成 を行わないこととする。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日

障害者自立支援法の制定によるもの

- 22 富山市障害程度判定審査会の委員の定数等を定める条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法第15条の規定により設置する富山市障害程度 判定審査会の委員の定数を25人以内とする。
  - (2)富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正(附則による改正)
  - (3)施行期日 平成18年4月1日

障害者自立支援法の制定によるもの

- 2 3 富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法の制定に伴う規定の整備

デイサービスセンターの利用者の範囲、更生センターの利用者の範囲 等の規定

(2)施行期日 平成18年4月1日等

障害者自立支援法の制定によるもの

- 2 4 富山市婦中知的障害者通所更生センター条例制定の件
  - (1)知的障害者の更生を援護し、もって福祉の向上に資するため、富山市婦中知的障害者通所更生センターを設置する。
  - (2)位置 富山市婦中町羽根1068番地12

#### (3)事業

18歳以上の知的障害者を通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練事業を行う。

(4)指定管理者が行う業務

施設及び附属設備等の維持管理、センターの事業に関すること等

- (5)開館時間 午前8時30分から午後5時まで
- (6)休館日

日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### (7)通所者の範囲

ア 障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第15条の12第2項に規定する施設訓練等支給費の支給の決定(知的障害者更生施設の入所に係るものに限る。)を受けた者

- イ 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置を受けた者
- ウ 市長が特に必要があると認める者

(8)施行期日 平成18年9月1日

- 2 5 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法に規定する支給決定等により、市内に住所を有していた者が市外の福祉施設へ住所を移した場合は、引き続き医療費の助成を行うこととし、市外に住所を有していた者が市内の福祉施設へ住所を移した場合は、医療費の助成を行わないこととする。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日

障害者自立支援法の制定によるもの

- 26 富山市心身障害児福祉金条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法の制定に伴う規定の整備
    - ア 在宅の定義の規定
    - イ 支給制限に用いている所得税の定義の規定
  - (2)施行期日 アは平成18年10月1日、イは同年4月1日

障害者自立支援法の制定によるもの

- 2 7 富山市心身障害者福祉金条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)障害者自立支援法の制定に伴う規定の整備
    - ア 在宅の定義の規定
    - イ 支給制限に用いている所得税の定義の規定

(2)施行期日 アは平成18年10月1日、イは同年4月1日 障害者自立支援法の制定によるもの

- 28 富山市国民健康保険大長谷診療所設置条例を廃止する条例制定の件(1)富山市国民健康保険大長谷診療所を廃止する。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 29 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)保険料率の区分及び額の改正 保険料率の区分を現行の6区分から7区分に変更するとともに、その 額を改正する。
  - ア 政令第39号第1項第1号被保険者25,900円(生活保護受給者、世帯全員市民税非課税の老齢福祉年金受給者)
  - イ 政令第39号第1項第2号被保険者 25,900円(世帯全員市民税非課税の世帯に属し、課税年金の年間収入額と合計 所得額の合計が80万円以下)
  - ウ 政令第39号第1項第3号被保険者 40,200円(世帯全員市民税非課税の世帯に属し、課税年金の年間収入額と合計 所得額の合計が80万円超)
  - 工 政令第 3 9 号第 1 項第 4 号被保険者 5 7 , 4 0 0 円 (本人市民税非課税)
  - オ 政令第39号第1項第5号被保険者 71,700円 (本人課税で合計所得金額200万円未満)
  - カ 政令第39号第1項第6号被保険者86,100円(本人課税で合計所得金額200万円以上400万円未満)
  - キ 政令第39号第1項第7号被保険者 106,200円 (本人課税で合計所得金額400万円以上)
  - (2)過料の追加

要支援状態区分の変更の認定について、被保険者証の提出の求めに応じない者に対し、10万円以下の過料を科す。

(3)(1)エ及びオの一部の者については、平成18年度及び平成1 9年度に限り、税制改正に伴う激変緩和措置を講ずる。

#### (4)施行期日 平成18年4月1日

介護保険法施行令の一部改正(平成18年3月1日公布予定。同年4月1日施行)によるもの

3 0 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の 件

#### (1)使用料の改定

( 1 ) 及///	11 10 0000		•
脳ドック使	40,000円	脳ドック値	吏用 20,000円
用料		料 A	
		(変更前の	の 眼
		底検査等は	ま含 し
		まない。)	
		脳ドック値	使用 27,000円
		料 B	
		(Aの検査	査に
		尿検査等を	を加
		えたもの)	
人間ドック	38,500円	人間ドック	ク 使   3 8 , 5 0 0 円
使用料(1		用 料 A (	( 1
日)		日)	
人間ドック	男	人間ドック	ク 使   6 3 , 5 0 0 円
使用料(1	6 3 , 5 0 0 円	用 料 B ( ´	1 泊
泊2日)		2日)	
	女		
	68,000円		

		人間ドック使	68,000円
		用料C(1泊	
		2日)(Bの	
		検査に乳房検	
		査等を加えた	
		もの)	
脳検査料	25,000円	脳検査料	17,600円

- (2)面談手数料の新設 3,000円
- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 3 1 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)飲料水理化学検査の手数料の改定
    - ア 飲料水の水質基準(理化学検査)9項目
      - 6,060円 7,060円
    - イ 飲料水の水質基準(理化学検査)10項目

      - 6,870円 7,870円
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 32 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する 条例制定の件
  - (1)一般廃棄物収集運搬業の許可申請及び更新申請、一般廃棄物処分 業の許可申請及び更新申請並びに一般廃棄物収集運搬業及び一般廃 棄物処分業の事業範囲の変更許可申請に係る手数料の改定

    - 5,000円 10,000円
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 3 3 富山市牛岳温泉健康センター等条例の一部を改正する条例制定の件

- (1) 牛岳温泉健康センターの入浴料の年間使用券の使用料の改正
  - ア 小人の定義の改正
    - 3 歳以上 小学生 (大人:中学生以上)
  - イ 市内に住所を有する者の使用料

大人 3,810円 7,620円

小人 2,860円 5,710円

ウ 市外に住所を有する者の使用料

大人 14,290円 19,050円

(小人は据え置き 14,290円)

- (2)施行期日 平成18年6月1日
- 3 4 富山市古洞の森自然活用村条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)指定管理者による管理を廃止するもの
  - (2)健康拠点施設の使用料(入浴料)に回数券を追加

回数券(12枚つづり) 4,950円

- (3)施行期日 平成18年4月1日
- 35 富山市農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)農村公園の追加

名 称	位置
富山市上井沢農村公園	富山市婦中町上井沢1676番地

- (2)施行期日 平成18年4月1日
- 36 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件
  - (1)大山金昌寺線の終点の変更

亀谷字石坂割 小見字家ノ高割

- (2)大山金昌寺1号線の廃止
- (3)大山荒屋敷桧峠線の新設

富山市大双嶺字荒屋敷割から富山市石渕字コシキャ谷割に至るまで

- (4)施行期日 平成18年4月1日
- 3 7 富山市市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する条 例制定の件
  - (1)都市計画法及び都市計画法施行令の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における 建築等の許可の基準について定めるもの
  - (2)富山市開発区域の面積を定める条例の廃止(附則による廃止)
  - (3)施行期日 平成18年4月1日
- 3 8 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件 (1)入園料に年間使用券を追加 年間使用券 1,715円
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 3 9 富山市立学校設置条例の一部を改正する条例制定の件 (1)富山市立大広田小学校の位置の変更 富山市中田二丁目10番20号

富山市田畑183番地

- (2)施行期日 平成18年4月1日
- 4 0 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件 (1)富山市立鵜坂公民館の位置の変更 富山市婦中町田島1136番地3

富山市婦中町上田島18番地1

- (2)施行期日 平成18年4月1日
- 4 1 大沢野町出生奨励金支給条例を廃止する条例制定の件 (1)大沢野町出生奨励金を廃止する。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日
- 4 2 大山町子ども育成奨励金条例を廃止する条例制定の件 (1)大山町子ども育成奨励金を廃止する。
  - (2)施行期日 平成18年4月1日

# C その他案件

- 1 辺地に係る総合整備計画策定の件
- 2 辺地に係る総合整備計画の変更に関する件
- 3 富山市の特定の事務の郵便局における取扱いに関する規約の廃止の 件
  - 4 財産の無償譲渡の件
    - (1)四方保育所を社会福祉法人四方福祉会へ譲渡するもの
      - ア 場 所 富山市四方608番地1
      - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
      - ウ 床面積 696.97㎡
    - (2)松若保育所を社会福祉法人相幸福祉会へ譲渡するもの
      - ア 場 所 富山市松若町16番37号
      - イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
      - ウ 床面積 822.52㎡

- (3) 広田保育所を社会福祉法人めぐみ福祉会へ譲渡するもの
  - ア 場 所 富山市中冨居66番地3
  - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
  - ウ 床面積 922.11㎡
- (4)熊野保育所を社会福祉法人興南学園福祉会へ譲渡するもの
  - ア 場 所 富山市悪王寺51番地
  - イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
  - ウ 床面積 749.14㎡
- (5)根塚保育所を社会福祉法人富山城南会へ譲渡するもの
  - ア 場 所 富山市布瀬町南二丁目3番地6
  - イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
  - ウ 床面積 942.80㎡
- 5 財産の無償貸付の件

総曲輪フアツシヨンビル 4 階、5 階を株式会社まちづくりとやまへ 無償貸付するもの

- ア 場 所 富山市総曲輪三丁目3番21号
- イ 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
- ウ 床面積 1,354.42㎡
- エ 期 間 平成18年4月1日から30年間
- 6 平成18年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件
- 7 平成18年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件
- 8 平成18年度農業共済事業の無事戻しに関する件

## D 追加提出

1 契約案件

包括外部監査契約締結の件